

明治期の陸軍看護技術

黒澤嘉幸

はじめに

陸軍は明治六年から明治九年にかけて、新しい看護システムを導入したが、それが近代看護制度であることを前に報告^①した。

今回はその看護システムのうち、技術の部分について検討した。

一般に、組織がある技術レベルを保有するためには、組織内要員全員が同じレベルの技術を習得していなければならない。そのため近代管理では統一した技術教科書と教育制度を整備するのが通常である。明治期の陸軍はその二つの項目を何時、どのような内容で確立したかを検討した。

一 陸軍看護教科書の整備^②

明治年間に陸軍が作成した看護教科書を大別すると、看護要員全般用、看護卒用（兵用）、看護長用（下士官用）の三種類である。看護卒用と看護長用は教育コースの設置と時期を同じくして作成された。

(一) 看護要員全般用

陸軍病院扶卒須知

明治八年制定。

(二) 看護卒用(兵用)

陸軍看病卒教科書(明治十七年制定)

陸軍看護卒教科書(明治十九年改訂)

陸軍看護学修業兵教科書(明治二十三年改訂)

(三) 看護長用(下士官用)

陸軍看護学教程(明治三十年制定)

看護学教程(明治三十六年制定)

二 陸軍病院扶卒須知⁽³⁾

本書の原本はオランダの軍医ファン・ジュエル、ファン・エセル氏の共著である。

明治七年、大阪鎮台病院の軍医、堀内利国、明石退蔵、副島仲謙、山上兼善、人見元常、大久保常成等によって翻訳された。明治八年、陸軍省はこれを刊行し配付した。

当時、日本で出版された看護の本には次のような著書がある。

看護心得(太田雄寧、明治十年刊行)⁽⁴⁾

看病要法(ウイリアム・アンデルソン、明治十二年)⁽⁵⁾

看病学(安藤義松、明治二十二年)⁽⁶⁾

日本赤十字社看護学校教程（足立寛、明治二十九年）⁽⁷⁾

看病の心得（平野藤、明治二十九年）⁽⁸⁾

普通看病学（佐伯理一郎、明治二十九年）

実地看護法（大関和、明治四十一年）

このうち、太田雄寧の看護心得は極めて簡略で教科書的とは言い難い。

看病要法は海軍の看護教科書である。扶卒須知と内容がきわめて類似している。ウイリアム・アンデルソンは英国のセント・トマス病院に勤務していた医師で海軍に招かれたものであるから、近代看護についてかなりの知識を持った技術者であると考えられる。したがって、陸軍病院扶卒須知は日本にとつて、もっとも先駆的な看護教科書といえるのではないだろうか。

その内容の大略は次のとおりである。

(一) 解剖学

骨、関節、筋、血脈、脳背髄。骨、関節、筋は記述が精細である。

(二) 衛生学

扶卒の心構え、病室の換気、暖炉、燻蒸方法、患者の清拭、おむつの取扱、換褥、褥瘡、伝染病予防。

(三) 外科学

創傷検査、第一救助（包帯等）、運搬、救急、大包帯所勤務、野宮病院勤務、ひるによる吸血、吸角、擦剤、発泡膏、浴法、パップ、芥子泥、蒸剤、外科手術の補助、包帯法、換褥、洗浄、医薬用法、病証注意、刺絡の補助、骨折証、脱臼証、腸ヘルニア。

(四) 包帯学

包帯の種類、使用法、製法。

(五) 救急諸病

卒中、めまい、日射病、鼻血、咳血、疝痛、コレラ、てんかん、火薬傷、挫傷、仮死、溺水仮死、有毒ガス仮死、凍傷仮死、熱射病仮死、縊死（仮死）。

(六) 中毒証

鉍物性、揮発油、ガス、植物性、動物性。

(七) 死者

三 明治六年から明治十六年までの看護教育⁽⁹⁾

この時期には集合教育の課程を設置するにいたらなかった。

(一) 教育方法

明治八年、一等看病人は職務の余暇、二等看病人以下に看護の方法を教育するよう義務づけられた。

その課目は三角包帯用法、包帯製作法、挟のう内の器械名称、包帯術、調剤器械、薬種秤量、調剤術、内科患者看護法、外科患者看護法、患者運輸法、戦地患者看護、その他軍一般に関する知識であった。

教科書は陸軍病院扶卒須知を用いた。

(二) 検 閲⁽¹⁰⁾

陸軍省は、明治六年に、国内を六軍管区に分けて、それぞれに鎮台を置いた。この鎮台は戦時には、二個の鎮台が合併して師団を構成し、戦に臨むことになっていた。このため、鎮台はすべてが同じ技術レベルを持っていないと、強い力を発揮することが出来なかった。

このような技術の平準化を促進するため、陸軍省は明治八年六月検閲使職務条例を制定した。全国に三人の検閲使を置き、分担する地域の鎮台、部隊等を検閲させるものであった。

検閲の内容は、軍紀、風紀、装備、教育、出師準備、内務、医務衛生など広般にわたっていたが、特に重要視したのは学術検査であった。学術の内容は、勤務に必要な教科書の理解、実技などであった。なお、士官はすべて数学が対象に含まれていた。

学術検査は、軍人全員を対象とし、その検査結果は昇任に大きな影響をあたえたので、各隊ともその教育に力を注ぐようになった。

検閲使職務条例に指定された看病人、看病卒の検閲課目は別表のとおりである。この表のうち、一等看病人の課目は医官と共通であった。当時、一等看病人は軍医試補に昇任することができたからである。

この検閲成績は本人だけでなく、部隊の評価にもなるので、各隊ともその対策に力を入れた。看病人、看病卒の教育を行う病院でも同様であった。それを示唆するものとして、明治十四年一月、軍医本部から陸軍卿大山巖宛上申した「当部移転並ニ講習所相設度儀ニ付伺」¹¹の文書が残っている。

「当部邸内是迄医官看病人看病卒講習所無之ニ付院内空病室ヲ以テ講習致シ来り候得共僅カニ病者増加スルトキハ不得止講習休止仕候故ヲ以テ医官看病人看病卒技術之進歩闊涉シ從來不都合不尠候然ル処先般元御雇蘭医ヘウケマ氏ニ御貸渡シ相成居候邸内家屋一棟方今空室相成候ニ付軍医本部ヲ右一棟ニ相移シ是迄軍医本部ニ用ヒ来候場所ヲ軍医並看病人看病卒学術講習所ニ致シ度此段相伺候也」¹²。

なお、明治三十二年陸軍医務局は衛生部下士官以下の教育法として次のことを定めた。¹³

病院等は看護長、看護手等に対し本科(所定の教科書)、特科(医学、薬学)の教育を行い、本科は年二回、応問、対策、試術に分けて試験を実施し、その成績表を軍医部長に提出する。

別表 衛生(看護)学術検査

年度 明治	課目	一等看病人	二三等看病人
8	講義	歩兵内務書中病室に関する件	
12	応問 試術 対策 作文	扶卒須知 包帯 報告文	扶卒須知 包帯 報告文
13	講義 試術 作文	扶卒須知 包帯術・救急法 作文	扶卒須知 包帯術・救急法 作文
14	応問 試術 対策 作文	生理学 健康体理的検査 外科病医案	扶卒須知 包帯術・救急法 患者容体書
15	応問 試術 対策 作文	生理学 軍陣外科 外科病医案	扶卒須知 包帯 患者容体書

看護卒：専門技術の検閲

四 課程教育⁽¹³⁾

看護教育の課程を設け、集合教育を実施するようになったのは明治十六年以降である。その主なものは看護卒採用時の集合教育と下士官候補者の集合教育であった。

(一) 看護学修業兵教育

明治十六年から制定され、課目等は逐次改正された。

徴兵による入隊者から選抜し、六カ月教育し、看護手（上等兵）とする。明治四十二年教育期間は八カ月となった。明治十六年制定時の課目は次のとおりである。

柔軟体操、歩兵教練、人体構造の概略、看護手の背のう内容品の用法、三角包帯用法、包帯、撒糸の製造、包帯術、看護法、治療介輔法（伝染病看護法）、救急法、患者運搬法、調剤法大意。

明治四十二年、課目は次のように改正された。

勅諭、軍隊内務書の摘要、野外要務令の摘要、衛生勤務の大意、人体の構造及びその作用、救急法及び衛生法大意、損傷及び疾病その第一救護法、患者輸送。病院の看護勤務、赤十字条約の大意。

（術科）包帯法、救急法、清潔法及び消毒法、天幕建設法、担架術、調剤法、按摩術、器械の手入。

（病院付）病室、手術室、藥室。

（隊付）医務室、中隊、野外衛生。

教科書は前述した看護卒（看病卒）用を用いた。

（二）陸軍衛生部下士候補者教育

主に看護手（上等兵）の一定期間勤務者を集合し、下士候補者として教育する。

教育期間は明治三十二年制定時五カ月、明治四十二年制定時六カ月となった。

課目は明治三十二年制定時、看護学、調剤学、明治四十二年改定時次のようになった。

衛生勤務学、人体の構造及びその作用、損傷及び疾病、その第一救護法、包帯術、患者輸送、病院の看護勤務。伝染病の滅却及び除去、按摩術、担架術、調剤法、包帯材料、各種器械の名称及び解説、戦用衛生材料、器械の保全及び手入方法。

まとめ

明治初期の陸軍は創設期にふさわしく、システムや装備だけでなく、新技術の採用及び普及徹底にもきわめて熱心であった。

陸軍看護技術も、その影響をうけて、一般社会に比較して、早い時期に近代技術を定着させたと思われる。

文献

- (1) 黒澤嘉幸「明治期の陸軍看護システム」『日本医史学雑誌』三九卷四号、五二三―五四二、一九九三(平成五年)
- (2) 陸軍軍医団『陸軍衛生制度史』四八一―四八四頁、小寺昌、東京、一九一三(大正二年)
- (3) 『陸軍病院扶卒須知』陸軍文庫、一八七五(明治八年)
- (4) 太田雄寧『看護心得』島村利助、東京、一八七七(明治十年)
- (5) ウィリアム・アンデルソン『看病要法』海軍省医務局、一八七九(明治十二年)
- (6) 安藤義松『看病学』後藤良太郎、東京、一八八九(明治二十二年)
- (7) 『看護学教程』日本赤十字社、東京、一八九六(明治二十九年)
- (8) 高橋政子『日本近代看護の夜明』一五―八二頁、医学書院、一九八九(平成元年)
- (9) 前掲『陸軍衛生制度史』四五七―四七七頁
- (10) 内閣記録局『法規分類大全』四七卷、二一―一四九頁、原書房、東京、一九七七(昭和五十二年)
- (11) 「当部移転並ニ講習所相設度儀ニ付伺」防衛研究所戦史部図書館蔵
- (12) 前掲『陸軍衛生制度史』四七〇―四七二頁
- (13) 同右、四五七―四八〇頁

(所沢市)

The Technique of Army Nursing in the Meiji period

by Yoshiyuki KUROSAWA

It was in the nineteenth year of Meiji that Japan introduced the modern nursing system from Europe on the nation-wide level. But the Japanese army introduced the new nursing system from the sixth year of Meiji. For that reason, I studied whether the technique of the army nursing system was modern or not. Since the technical level of the nursing system is represented by the teaching methods and text books, I studied these aspects of the Japanese army nursing system.

As the result, I confirmed that the army nursing system was modern. The Japanese army was the first to introduce the modern nursing system from Europe in Japan.